

令和元年度 第1回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和元年7月4(木) 午前10時～
場 所	四條畷市役所東別館2階 201会議室

(出席者) 小寺会長・芝田副会長・船木委員(細谷委員の代理)・竹内委員・中村委員・山崎委員・辰巳委員・中尾委員(代理で西村委員)・中西委員・上井委員・阪本委員(順不同)

(欠席者) 喜多委員

## 1. 開会

事務局：(傍聴者の報告)

(会議成立要件の報告)

事務局自己紹介

資料の確認

案件1. 「会長・副会長の選任について」

会長—小寺会長

副会長—芝田副会長

会長：挨拶

委員自己紹介

## 2. 議事

会長：案件2 「平成30年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

事務局：説明

・いじめの認知件数比較(小中学校別)

成果 国の定義に基づいた「積極的な認知」の推進

課題 小学校と中学校の増減数に差があり、「積極的な認知」が進んでいるのか、また、学校間の格差についても学校へのヒアリング等により、捉え方の差を埋めていく。

・学校いじめ防止基本方針の改定を各学校においてホームページに掲載

・小学校管理職以外の生活指導教員の育成

会長：重大な案件があったとのことですが、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)の関わり、その内容について報告していただけますか。

事務局：小学校で重大事態と捉えた案件です。なぜ児童がこの発想に至ったのか、どのような背景があるのかについて、SCが入りケース会議を重ねました。様々な関係機関に繋ぐため、SSWも関わり、解消に向けていきました。

会長：他にご質問はございませんか。

山崎委員：640件のいじめの内容について教えていただけますか。精神的、身体的等によってまとめ

られていますか。

事務局：対応別件数をお伝えいたします。

ひやかし、からかい、悪口、おどし等、嫌なことを言われる：小学校 302 件、中学校 39 件  
仲間外れ、集団による無視：小学校 137 件、中学校 5 件

軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる・けられる：小学校 166 件、中学校 1 件  
その他は、金品をたかられる、盗まされる、壊される、捨てられる、恥ずかしいこと・嫌なことをされる、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる等の順で多くなっています。

会長：他にご質問はございますか。ないようですので、次の案件に移ります。案件 3「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」事務局から説明をお願いします。

事務局：説明

- ・平成 31 年 3 月末大阪府が作成したガイドラインに基づいて、今年度中に各市町村・学校がガイドラインを作成する
- ・昨年 6 月、大阪北部地震が起きた地震が登校時間中だったことにより、連絡が取れなかったことを受け、今回大阪府がガイドラインを示した市では、9 月頃まで広く意見を集め、12 月に市のガイドラインを決定予定

会長：市に応じた「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を作成するにあたり、委員の皆様の意見を伺いたいということです。順にお話を伺います。

船木委員：警察の立場から言えることはないですが、私は持ち込まない方が良いと思います。学校内で使用禁止と言っている、携帯電話を使って盗撮するような事件が実際にありましたので、持ち込まないに越したことはないでしょう。ただ、登下校時の連絡用にと防犯的な面から見ればある方が良くかなと思う部分はあります。持っていなければ不審者に遭遇しても、通報できません。近くの民家や商店に入って通報しなさいと言っても、周りに何もなければ、家まで帰ってから、学校へ行ってから通報となります。登下校時は持っても良いのかなとは思いますが、学校内まで持って入るとなると、色んな弊害が予想されます。四條畷市の話ではありませんが、学校の先生の通勤の姿をスマートフォンで撮っている子がいた。それがネットに上がったという話がありました。子どもなので、使用禁止としていても、持てば使ってしまうのではないのでしょうか。

竹内委員：防犯の面で、このガイドラインが大阪府から出ているという状況ですので、メリット、デメリット両面あるお話かなとは思いますが、私ども児童相談所が関わるお話として、写真を SNS を使って流してしまい、友だち同士のトラブルになったという事案がありました。学校でいじめとして取り扱われたかどうかはわかりませんが、警察が取り扱い、加害児童に対する指導を目的に、児童相談所に通告を受けました。そのような案件は数件あります。子どもですので、ルールを守るよう話していても、「〇〇ちゃんがしていたから」と他の子から安易に影響を受け、思わぬトラブルを起こしたり、巻き込まれたりすることは想定されます。もし持たせるのであれば、未然予防の視点、どう対処できるか、それ以上拡散しないように、いかに被害を小さくできるかというような視

点が現場では必要とされるのではないかと感じます。もう 1 点、保護者の方への指導として、フィルタリングについて、ガイドラインに書かれていますが、私たちがお会いする保護者の方は、「私が時々携帯をチェックすると子どもに言っているから大丈夫」と言われることが多いです。携帯電話会社に行き、どんなフィルタリングができるのかと確認するようなことはなく、「時々お母さんがチェックするからね」と言うことで抑止になっているだろうと思って使わせているケースが多いかなと思います。子どもの方が操作に詳しいことが多いので、保護者が思ってもみないことをしているかもしれません。教育現場だけで抑止できることではないかもしれませんが、大人全体で子どもをどう守るのかという視点は本当に重要な時代になってきているという危機感を感じています。

中村委員：携帯電話に関しては、青少年指導員の会議でも問題になりました。いじめに繋がる率が高いことを問題と考えています。我々は田原に住んでいますが、生駒から、子どもが遊びに来ると言うことがありました。なぜかなと思って聞いてみると、転校した子が生駒に住んでいるとのことでした。普通は、学校が変わるとつきあいがなくなるでしょうが、今は、ラインやフェイスブックで繋がっている状態です。学校に携帯を持っていくことになると、下校時に連絡を取り合うことが可能になります。家に帰らず、携帯電話で「今から会おう」「今どこにいる」と連絡を取って、そのまま出かけることが出てくるだろう。鞆の中に入れて帰ると約束していたとしても、鞆の中で音が鳴ると誰からかなと確認するだろう。そして寄り道をしたり、友だちの家に勝手に行ってしまうたりすることはあるだろうと思います。また、写真を SNS にアップすると自分の居場所がわかります。他の子から「〇〇に行っていたら」と話が広がり、一緒に行く子が出てくる可能性もあります。学校内でも、学校に入った段階で先生方が携帯を回収して帰りにまた渡すのであれば防げるかもしれませんが、隠れて机の下でゲームをするような子がいれば、学力の低下に繋がるでしょう。保護者のスマートフォンに対する知識が子どもたちより低いことが一番問題だと思います。もっと保護者が携帯電話に関して学ぶことが必要だと思います。

今週の土曜日に田原小学校で、合同懇談会をする際に、ドコモさん呼んで、携帯電話の講習会を行います。PTAの方や保護者の方が出席されますので、スマートフォンの扱い方や良いこと悪いことを追求するような機会になれば良いなと考えております。

山崎委員：小学校区の校長先生との交流会で、いじめ問題について協議をします。先日、忍ヶ丘小学校の交流会で、携帯電話の話が出ました。他の民生委員から、学校が管理すると言ったところで、きちんと管理ができるのかという質問がありました。また、子どもたちが自宅に帰ってからのについても、携帯電話を使ってライン等の SNS に繋がって犯罪に巻き込まれないかという心配があります。子どもが携帯電話を学校に持って来たとなった場合、保護者がきちんと管理できるかどうかという話になり、GPSによって安全性を保つという観点があるものの、私どもの地区の民生委員で賛成する人は少ない状況でした。小学校に関しては、まだ早いのではないかという意見が多かったです。中学生についても、ほとんどの子どもさんが携帯電話を持っているかもしれませんが、学校に持ってくることは反対との意見が出ていました。

辰巳委員：直接私が聞いた話ではありませんが、職員間で話が出ることはあります。子どもがいる職員もいますが、緊急の連絡をしたい場合がある、連絡がつかないと心配等、親の立場からすると持たせたいという声は聞きます。防犯上の理由で持たせたいという意見ですが、小中学生に限りません

が、携帯電話を介したトラブルはいろんなところで聞いています。四條畷市内でも出会い系サイトで出会ったような話も聞きますし、そこから犯罪に巻き込まれるリスクも考えられます。持たせることになった場合は、学校もそうですが、特に保護者がきちんと管理できるなら良いとは思いますが、先ほどフィルタリングの話でも出ましたが、保護者の知識がない、保護者自身が理解する力が弱い、放ったらかしという場合があります。良い部分と悪い部分があることを踏まえ、実際に持たせるとした場合、どのように安全に使用できるようルールを作るのが課題だと感じます。

芝田委員：私が所属している生活指導研究協議会でもやはり大きな話題の1つになっています。どちらかという小学校より中学校で持ち込むことへの課題が大きいという声がたくさん出ております。実際に中学生の場合、どこまで教員が管理できるのか、鞆に入れるようにして登下校時には使わないという約束をしたとして、どれぐらい守ってもらえるか不安の声が上がっています。昨年度の地震のような緊急事態の場合を考えると有効かなと共通認識はありますが、普段から学校へ持ち込むことについては、別の危険性が想定でき、意見がまとまらないような状況です。必要があるということをお否定はできないですが、どのように管理していくか、壊れたりなくなったりしたときに、どう対応するのかなども含めて課題がたくさんあります。

上井委員：学校教育課の立場として、直接、教育委員会として所管する課ですが、この場で様々な立場の皆さんからご意見をお伺いできたことは非常にありがたい機会でした。事務局からも説明がありましたが、持ち込む方向で決める、決めないとしても、この決定に至った過程が大事なのかなと私たちは考えております。一方的に大人が持ち込みを認めない、或いは、認めると決めるのではなく、様々な立場の皆さんからご意見をいただき、子どもたちからも生徒会や児童会等で意見を聞きながら、決めていくことが大切であると感じています。持ち込む、持ち込まないではなく、「携帯電話を持たせない」ことはできない時代になっています。その時代の中で、このガイドラインに書かれていますが、子どもに携帯電話を持たせる保護者の責任、親の務めを認識していただく必要があります。また、学校での指導について、各学校では携帯電話やスマートフォンの講習会を設けたり、担任や、担当の先生方による講話を行ったりしていますので、正しい使い方、マナーを知り、ルールを守ることを意識づけることの重要性を感じています。これは、道徳、人権教育にも繋がってくる話かなと思っています。

今回の大阪府の趣旨としては登下校中の安心・安全がポイントになっています。携帯電話の持ち込みに関わらず、安心・安全を担保していくことは、大人の責任として、行政、地域、学校等において議論をしていかないといけない問題だと考えています。どう取り決めるかは難しい課題ですが、違う場においても様々な意見をいただきながら、決定に向けて進めていきたいと考えております。

事務局：様々なご意見をありがとうございます。ご議論いただきましたように、メリットとデメリットがあるのだと感じました。本市の子どもたちにとって、どのようなルールが良いのかを決めなければいけませんので、教員、生徒会、児童会、PTA等、色々な立場の方の意見を伺いながら議論していきます。学校教育課からも話がありましたが、議論する過程が大事だと捉え、デメリットが出たときに、どうすれば改善できるのかと検討しながら策定していきたいと考えております。次回、第2回の会議の際には、このような形で決まりましたと報告をさせていただきたいと思っております。

会長：秋頃に素案ができ、冬には決定するということですね。それでは、次の案件「その他」について事務局からお願いします。

事務局：案件4「その他」

- ・いじめ防止のチラシ回覧
- ・四條畷市子ども基本条例のパンフレット配布

会長：ご質問はありますか。では、他に事務局からございますか。

事務局：次回の会議についてお知らせいたします。本会議は年に2回を予定しております。今回は、冬休み前ということで、12月19日（木）に開催予定です。近づきましたら通知を送付させていただきます。

会長：それでは、今回は冬休み前に開催するということです。よろしくお願いいたします。そうしましたら、本日予定しておりました案件はすべて終わりましたので、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了いたします。

事務局：小寺会長初め、委員の皆様どうもありがとうございました。

<閉会>